

小型家電リサイクルを巡る最近の動向

2025年12月18日

四国経済産業局資源エネルギー環境課

1.小型家電リサイクル制度の評価・検討について

「産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 小型家電リサイクルWG（第2回）」及び「中央環境審議会 循環型社会部会 小型家電リサイクル小委員会（第3回）」合同会議（令和7年10月24日）資料から抜粋

小型家電リサイクル法 評価・検討の進め方（案）

- 平成25年に小型家電リサイクル法が施行されてから約12年が経過し、小型家電リサイクル法の基本方針の中で、「令和5年度までに年間14万トン/年の回収量」を目標としているが、令和5年度実績で8.6万トン/年となっており、目標未達となっている。
- 環境省及び経済産業省の合同会議において、5年に1度、制度全般の課題について制度見直しも含めて評価・検討・議論しており、直近では令和7年2月末に開催し、令和5年度の施行状況の報告と、回収量拡大の論点について議論を行った。
- 法施行後の動きとして、令和元年に策定されたプラスチック資源循環戦略では“2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用する”等の目標が作成され、令和4年にはプラスチック資源循環促進法が施行された。また、令和6年には第5次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、「循環経済に関する関係閣僚会議」では「循環経済への移行加速化パッケージ」が取りまとめられており、資源循環を国家戦略として政府一体となり推進することとしている。
- さらに、令和4年に施行された経済安全保障推進法に基づき「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」が策定され、重要鉱物の安定供給確保に関する目標達成に向け、リサイクルを含む施策を総動員して取り組むこととしている。
- こうした資源循環を取り巻く環境の変化に対応するため、小型家電リサイクル制度においては、回収量目標の在り方や、回収量拡大に必要な施策、政令改正（品目追加等）を含めた必要な見直しを行ってはどうか。



循環経済に関する関係閣僚会議
(第1回：令和6年7月30日、
第2回：令和6年12月27日)

小型家電リサイクル法 評価・検討の主な論点（案）

- 今回の合同会議では、「1. 国内資源循環の推進」、「2. 変化への対応と発展的要素」、「3. 制度の安定化・効率化」という3つの軸において取りまとめを行うこととしたい。

軸	論点	見直しの方向性
1. 国内資源循環の推進	①小型家電リサイクルの高度化	a. 小型家電から回収されるプラスチックのリサイクルに関して推進する文言を基本方針に追記 b. 小型家電から回収される重要鉱物資源のリサイクルに関して推進する文言を基本方針に追記
	②リユース可能な製品の流通促進	小型家電のリユースに関して推進する文言を基本方針に追記
2. 変化への対応と発展的要素	③品目追加	加熱式たばこ・電子たばこ・モバイルバッテリー・ポータブル電源を対象品目に追加
	④LiB発火事故への対応	LiB含有製品に由来する発火事故の増加リスクに対応
	⑤小型家電リサイクル法以外により適正処理された小型家電の扱い	資源有効利用促進法・再資源化事業等高度化法に基づく回収や国内外のe-scrapの回収についても回収量目標に含めるよう基本方針を見直し
3. 制度の安定化・効率化	⑥回収量の増加	a. 市町村による回収の強化
		b. 宅配便回収等による直接回収の強化 (宅配運送事業者等の参入障壁の除去、地域通貨連動インセンティブ等)
		c. 家電量販店・回収拠点経由での直接回収の強化
		d. 産廃系小型家電の回収強化 (運送事業者等のDX活用によるトレサビ確保、マニフェストの扱い)
	⑦認定事業者のあるべき姿の実現	認定事業者の意識付け・再資源化の高度化

※前回会議（令和7年2月）では、小型家電製造事業者に自治体の回収・選別・リサイクル費用を求める意見もあった。

③ 品目追加

- 資源有効利用促進法が改正され、指定再資源化製品として、加熱式たばこデバイス及びモバイルバッテリー（電源装置）の追加が検討されている。小型家電リサイクル法でも加熱式たばこデバイス、モバイルバッテリーについても対象品目に追加してはどうか。
- 加熱式たばこと同じようにLiB一体型製品である電子たばこデバイスや、近年、災害用やキャンプ用等で販売されているポータブル電源についても、対象品目への追加を検討してはどうか。

制度対象品目の要件

- ✓ 消費者が通常家庭で使用する電気機械器具
- ✓ 効率的な収集運搬が可能なもの
- ✓ 経済性の面における制約が著しくないもの

（小型家電リサイクル法第2条より）

＜対象品目への追加を検討する品目＞

- 加熱式たばこデバイス
- 電子たばこデバイス
- モバイルバッテリー
- ポータブル電源

※昨今流通量が増加している小型扇風機・ワイヤレスイヤホン・PCサーバーについては、現行法の対象品目に該当するものと整理。

※LiB一体型製品については、「市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針に関する通知」（令和7年4月、環境省）に基づき、各自治体において適切な分別収集・適正処理等について判断されたい。

③ 品目追加（自治体・認定事業者での課題）

- 加熱式たばこ、モバイルバッテリー等の品目追加を行った場合、自治体および小型家電リサイクル認定事業者において、それぞれ以下の懸念点がある。

<自治体での課題>

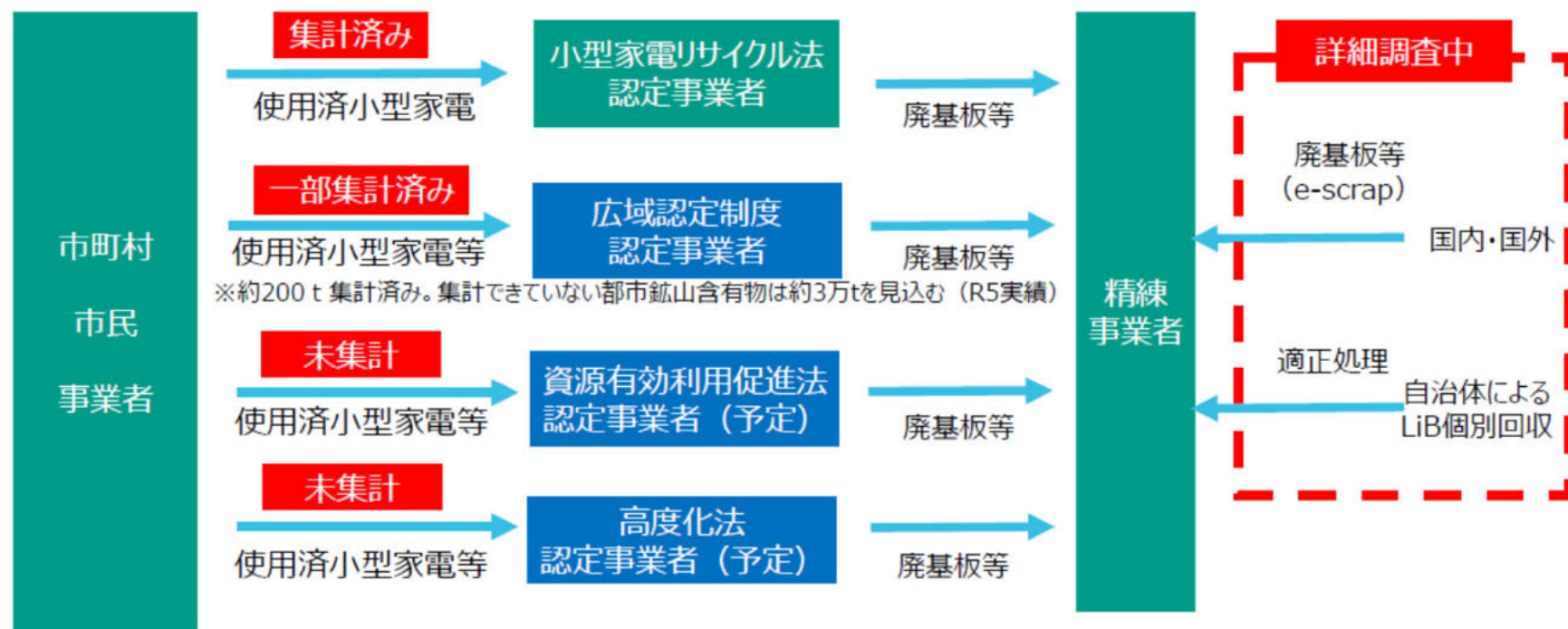
- ✓ 発火リスクが高い破損・変形した加熱式たばこ、モバイルバッテリー等が**回収BOX内で発火**する懸念がある。
- ✓ 使用済小型家電の収集時に**パッカー車等での火災事故が増加**する懸念がある。
- ✓ 収集した使用済小型家電の**保管時、選別時に火災事故が増加**する懸念がある。

<小型家電リサイクル認定事業者での課題>

- ✓ 発火リスクが高い破損・変形した加熱式たばこ、モバイルバッテリー等が混入される恐れがある（＝発火リスクが高い）。
- ✓ 小型家電の中に加熱式たばこ、モバイルバッテリーが混入されるため、破砕前に手選別で除去しなければならないが、大きさが小さいため**発見しにくい（＝破砕機での発火件数が増加する）**。
- ✓ 手解体は現実的ではなく、**自社でLiBの取り外し作業を行う事業者はほぼ存在しない**と思われる（仮にLiBの取り外し作業を行った場合、**発火する危険性**がある）。
- ✓ 自社で解体しない場合は、他社に委託する必要があるが、**国内でLiBリサイクルが可能で、かつ、一般廃棄物処理施設設置許可を取得している事業者は限られている**と思われる。

⑤ 小型家電リサイクル法以外により適正処理された小型家電の扱い

- 今後、資源有効利用促進法や再資源化事業等高度化法の認定制度が開始され、小型家電リサイクル制度の外で回収・再資源化される小型家電が増加し、都市鉱山からの資源回収が推進される。これらの新しい制度は小型家電リサイクル法の立法根拠でもある都市鉱山からの資源回収であるため、小型家電リサイクル法での回収量実績報告に含めるべきではないか。
- 国内外のe-scrap（廃基板等）についても、将来的に小型家電リサイクル法での回収量実績報告に含めることが可能かどうか検討してはどうか。

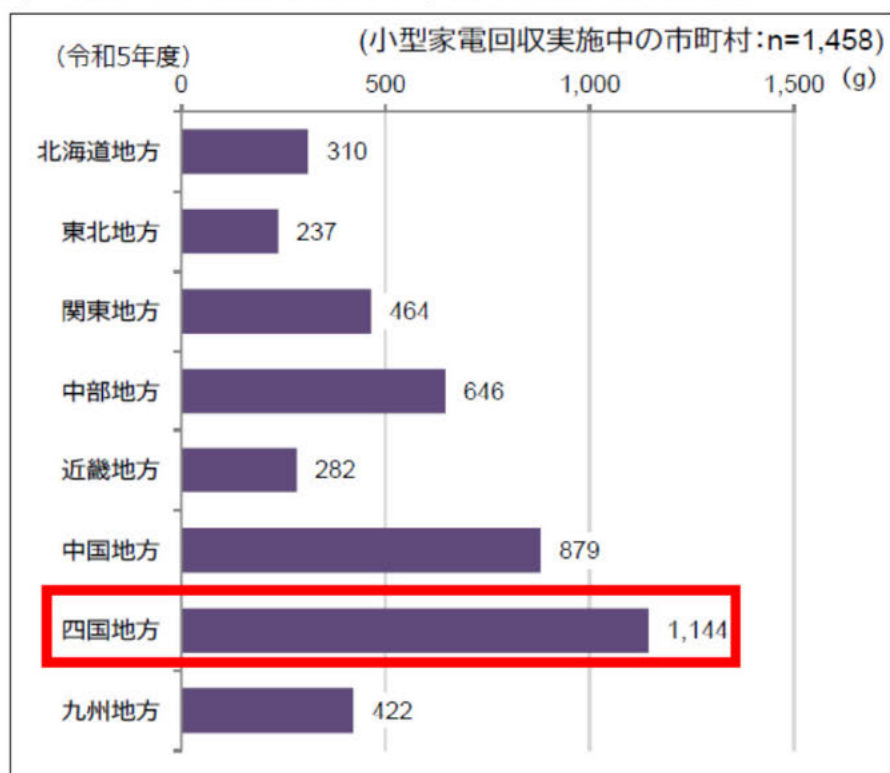


※産業廃棄物ルート的小型家電についても状況把握を検討中

⑥ 回収量の増加（a. 市町村による回収量の強化）

- 市町村による回収については、**1人あたり年間回収量が1kgを超えている四国地方**等の優良事例の横展開等を通じて、回収量の拡大を目指す。

＜市町村における1人あたりの年間小型家電回収量＞



出典) 環境省 令和6年度市町村アンケート調査

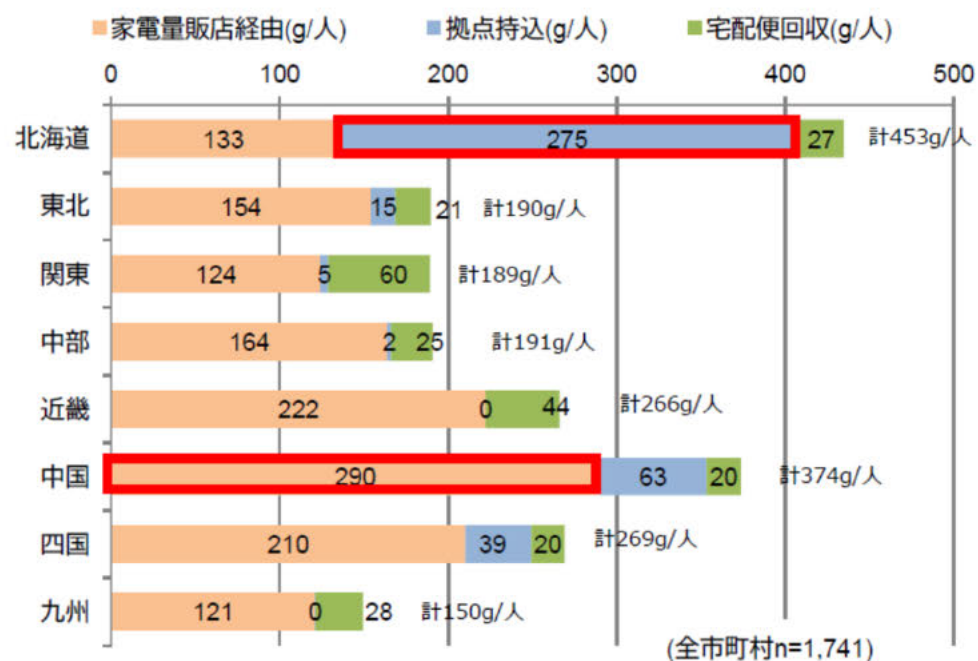
四国地方が一人あたり回収量が多い理由

- ✓ 小型家電リサイクル協会の会長企業である(株)金城産業において、四国の市町村に積極的な営業を行い、市町村と密な連携を実施している。
- ✓ 四国では、一部の小型家電だけではなく、全対象品目を回収している市町村が多いため、回収量が多くなっている。

⑥ 回収量の増加（c. 家電量販店回収・回収拠点）

- **家電量販店経由での直接回収**は、**中国地方**で一人あたりの回収量が多い。中国地方の事例を参考にして、全国の大手上家電量販店に対して積極的な店頭回収の働きかけを行うことが効果的と考えられる。
- **拠点経由での直接回収**は、**北海道**で一人あたりの回収量が多い。北海道の事例を参考にして、全国の認定事業者に積極的な回収を呼びかけることが効果的と考えられる。

＜地方別の認定事業者の直接回収量（令和5年度）＞



⑥ 回収量の増加 (b. 宅配便回収等、d. 産廃系小型家電)

- 小型家電リサイクル法による回収量拡大のためには、**市町村に負担をかけずに、直接市民から小型家電を回収することが効果的**と思われる。また、市民としては、回収BOX等に持ち込むには手間がかかるため、自宅にしながら排出が可能である「宅配便等による回収」の利便性が高いと思われる。
- しかしながら、宅配便事業者にヒアリングすると、小型家電リサイクルの収集運搬を行うためには、**小型家電リサイクルマークを運搬車両に表示**することや、産業廃棄物である小型家電を運搬する際の**マニフェスト管理**が参入障壁となっているという声もある。
- 宅配便事業者等で用いられているトレーサビリティシステム等を活用することにより、小型家電リサイクルマークの表示省略や、産業廃棄物である小型家電を運搬する際のマニフェスト管理の代替となり得るか等のモデル事業を検討している。

<モデル事業暫定案>

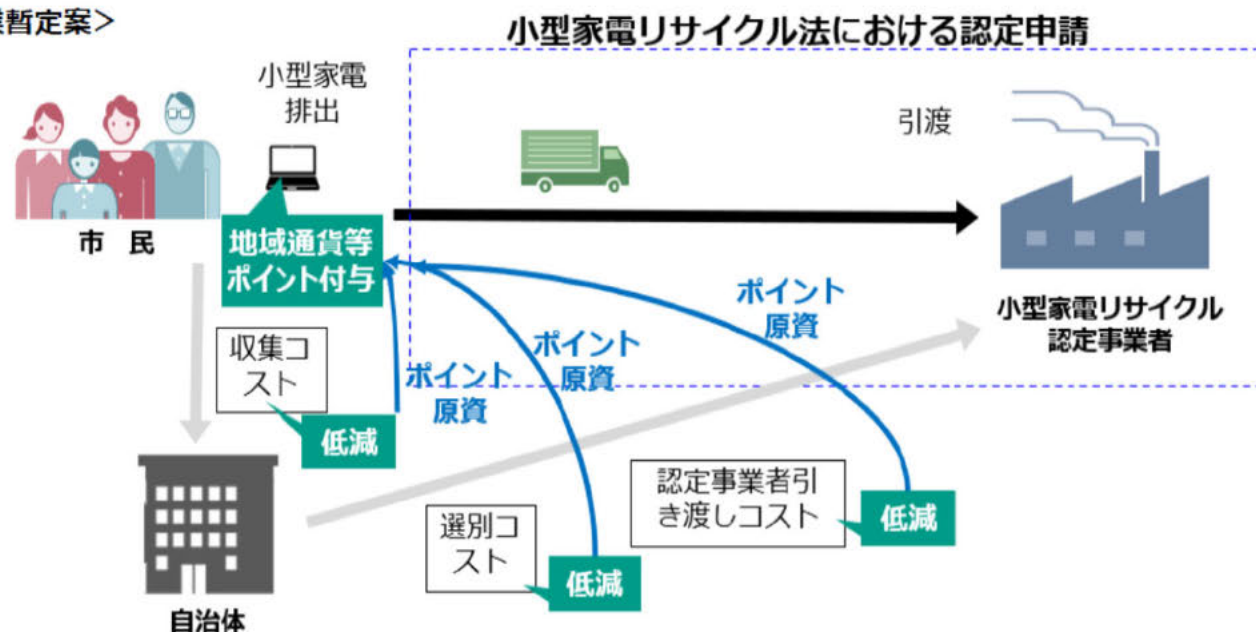
小型家電リサイクル法における認定申請



⑥ 回収量の増加（b. 宅配便回収等（地域通貨導入インセンティブ））

- 小型家電リサイクル法による回収量拡大のためには、市町村に負担をかけずに、直接市民から小型家電を回収することが効果的と思われる。また、市民としては、回収BOX等に持ち込むには手間がかかるため、自宅にしながら排出が可能である「宅配便等による回収」の利便性が高いと思われる。
- 市民が小型家電を排出するインセンティブを得られるよう、自治体等の地域通貨等を活用した市民へのポイント付与を行うモデル事業を検討している。
- 自治体としては、市民から認定事業者への回収量が増加すればするほど、小型家電の収集・選別・認定事業者への引き渡し費用が低減されるため、その低減費用から、地域通貨ポイント付与の費用を捻出する。

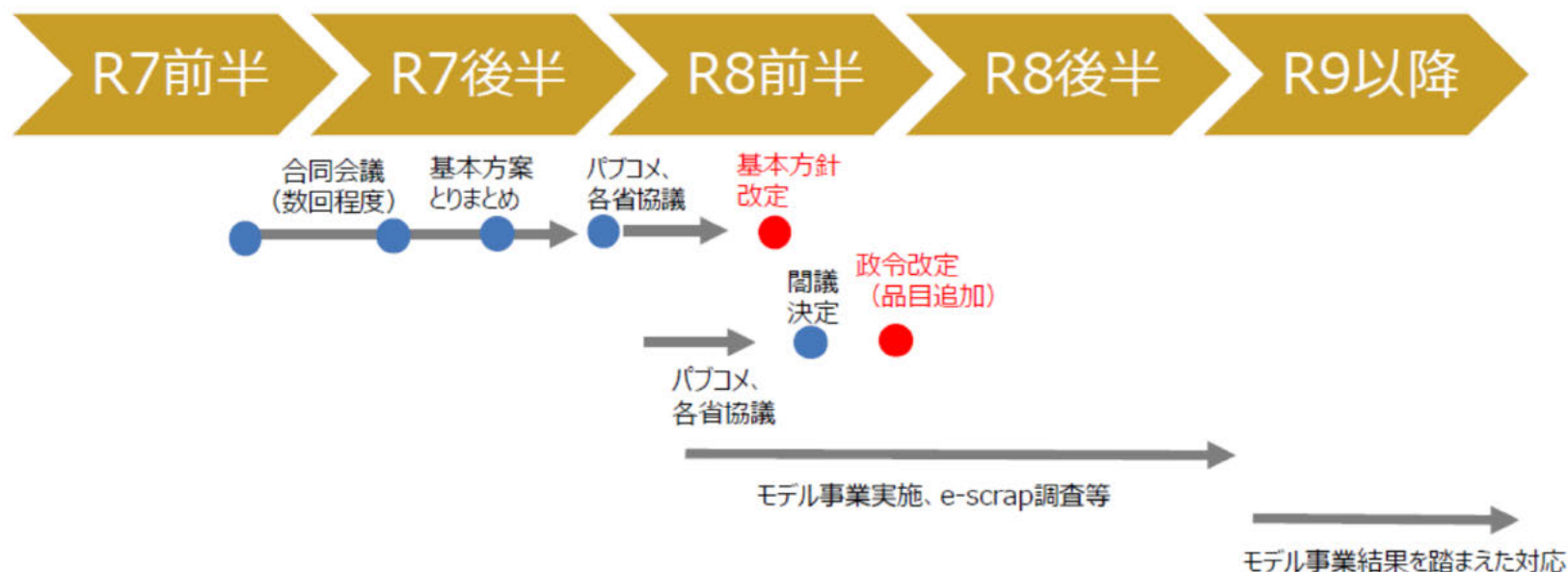
<モデル事業暫定案>



小型家電リサイクル法 評価・検討のスケジュール（案）

- 今回の評価・検討では、**令和7年度末までに**数回程度の合同会議において議論を行い、**基本方針の改正案を取りまとめることを目指す。**
- 合同会議での議論を踏まえ、品目追加等が必要となった場合は、**令和8年度中に政令改正を目指す。**
- 小型家電リサイクルマークの車両表示等については、今後実施するモデル事業の結果等も踏まえ、今後の対応を検討する。

<評価・検討のスケジュール（案）>



2. 資源有効利用促進法改正の状況について

「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」は平成13年(2001)4月1日に、それまでのリサイクル（再資源化）のみを対象としていた「再生資源の利用の促進に関する法律（再生資源利用促進法）」（平成3年(1991)10月25日施行）を抜本的に改正し、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を加えた、いわゆる3R法として施行、再スタート。

- （1）特定省資源業種（副産物の発生抑制等に取り組むことが求められる業種(5業種)）
- （2）特定再利用業種（再生資源・再生部品の利用に取り組むことが求められる業種(5業種)）
- （3）指定省資源化製品（原材料等の使用合理化、長期間の使用促進、その他の使用済み物品等の発生抑制に取り組むことが求められる製品(19品目)）
- （4）指定再利用促進製品（再生資源または再生部品の利用促進に取り組むことが求められる製品(50品目)）
- （5）指定表示製品（分別回収保護のための表示を行うことが求められる製品(7品目)）
- （6）指定再資源化製品（自主回収及び再資源化に取り組むことが求められる製品(2品目)）
- （7）指定副産物（再生資源としての利用促進に取り組むことが求められる副産物(2品目)）

「産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 指定再資源化製品WG（第1回）」、「産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会（第11回）」資料から抜粋

資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

① 再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）

- ・脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）

- ・資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- ・認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ G Xに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）

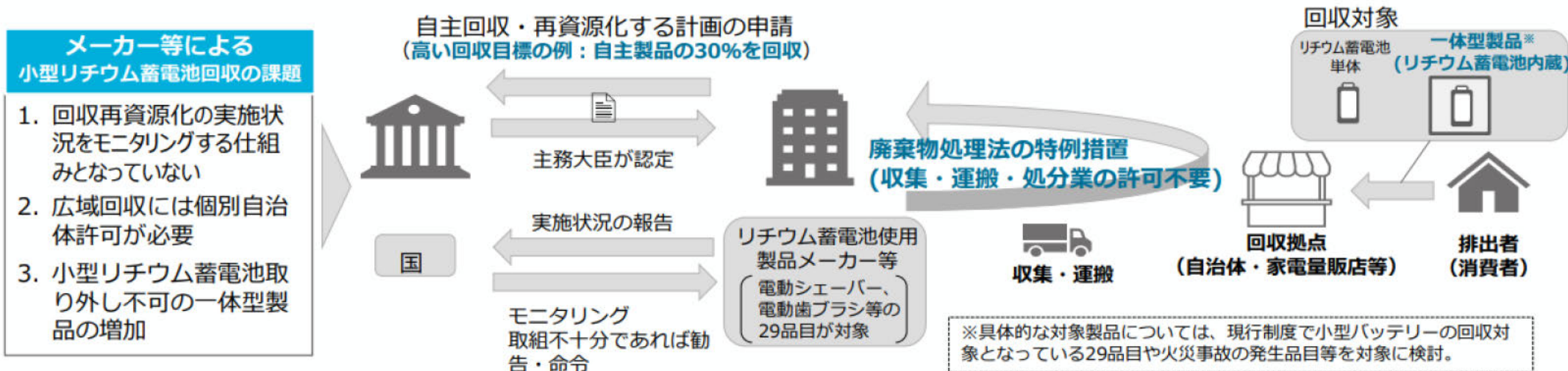
- ・高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

④ C E（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- ・シェアリング等のC Eコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- 現制度では、小型リチウム蓄電池やその使用製品のメーカー等に、リチウム蓄電池の回収・再資源化を義務付け。
- しかしながら、
 - ① 回収再資源化の実施状況をモニタリングする仕組みとなっていない
 - ② 回収スキームが構築しにくい（広域回収には個別の自治体許可が必要）
 - ③ リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品の増加（一体型は義務対象外）
 こと等から、回収率が低い。
- リサイクル・廃棄物処理の現場で小型バッテリー起因の発火事故が増加、回収率向上の要請あり。
- このため、高い回収目標等を掲げ、認定を受けたメーカー等には廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収を促進。一体型製品も、政令で義務の対象に追加予定。



指定再資源化製品の指定

製品の選定

1. **政策的な必要性**：レアメタル等を含む小型リチウム蓄電池の回収量拡大（資源性）、リサイクル・廃棄物処理現場における発煙・発火リスク低減（安全性）。リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品での回収体制の強化が必要。
2. **技術的・経済的な対応可能性**：再資源化する技術が存在。販売店での店頭回収等の事業者等自らの自主的な取り組みや一般社団法人JBRC（小型二次電池の自主回収・再資源化を共同で行う団体）による回収が経済的に可能。

→今後、業界ヒアリングを実施した上で、3品目（電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイス）などの品目を新たに指定してはどうか。 ※今後、業界ヒアリングを実施する。

指定再資源化製品（現行）

パーソナルコンピュータ

密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）



指定再資源化製品（新たに追加を検討）

パーソナルコンピュータ

密閉形蓄電池（密閉形鉛蓄電池、密閉形アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）

電源装置

携帯電話用装置

加熱式たばこデバイス

・・・

法律の対象となる業種・製品

（１）特定省資源業種（副産物の発生抑制等に取り組むことが求められる業種（５業種））

- ① パルプ製造業及び紙製造業
- ② 無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業
- ③ 製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業
- ④ 銅第一次製錬・精製業
- ⑤ 自動車製造業

（２）特定再利用業種（再生資源・再生部品の利用に取り組むことが求められる業種（５業種））

- ⑤ 紙製造業
- ⑥ 硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業
- ⑦ ガラス容器製造業
- ⑧ 複写機の製造業
- ⑨ 建設業

（３）指定省資源化製品（原材料等の使用合理化、長期間の使用促進、その他の使用済み物品等の発生抑制に取り組むことが求められる製品（１９品目））

自動車、パソコン、エアコン、パチンコ、パチスロ、テレビ、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、金属製家具、金属製棚、金属製事務用机、金属製回転いす、石油ストーブ、ガスこんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯器

（４）指定再利用促進製品（再生資源または再生部品の利用促進に取り組むことが求められる製品（５０品目））

浴室ユニット、電源装置、電動工具、誘導灯、火災警報設備、防犯警報装置、自動車、自転車、車いす（電動式）、パソコン、プリンター、携帯用データ収集装置、コードレスホン、ファクシミリ装置、交換機、携帯電話用装置、MCAシステム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、エアコン、パチンコ、パチスロ、複写機、テレビ、ビデオカメラ、ヘッドホンステレオ、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電気掃除機、電気カミソリ、電気歯ブラシ、非常用照明器具、血圧計、医薬品注入器、電気マッサージ器、金属製収納家具、金属製棚、金属製事務用机、金属製回転いす、システムキッチン、石油ストーブ、ガスこんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯器、家庭用電気治療器、電気気泡発生器、電動式がん具

（５）指定表示製品（分別回収保護のための表示を行うことが求められる製品（７品目））

スチール・アルミ製の缶（飲料・酒類用）、ペットボトル（飲料・酒類・特定調味料用）、紙・プラスチック製容器包装、小型二次電池、塩化ビニル製建設資材

（６）指定再資源化製品（自主回収及び再資源化に取り組むことが求められる製品（２品目））

パソコン、密閉型蓄電池（密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池）

（７）指定副産物（再生資源としての利用促進に取り組むことが求められる副産物（２品目））

電気業の石炭灰、建設業の土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊又は木材